

平成28年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年9月28日(水) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第5 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻となりましたので只今から平成28年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、坂本会長、会の進行をよろしく願います。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事

録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、8番 永友 祥一委員・10番 永友 定己委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日9月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日9月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【9月】1日（木）平成28年度農業者年金加入推進研修会がJAアズムで行われました。渡瀬副会長、木浦委員、事務局から佐野主査が出席しております。5日（月）から7日（水）、8日（木）、9日（金）、21日（水）、平成28年第3回高鍋町議会定例会が高鍋町役場議場で行われています。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席しております。8日（木）、9日（金）で平成28年度九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会が行われています。大分市の方で行われています。木浦委員、大福委員が出席しております。21日（水）が現地調査になっております。渡瀬副会長、大西委員、坂本幸委員が出席しています。事務局からは佐野主査が出席しております。同じく21日（水）全国農業新聞全国統一普及強化月間に伴う市町村巡回が役場第2会議室で行われています。こちら会長、木浦委員、鳥井、佐野主査と書いてございますが、出席いたしましたのは、木浦委員と佐野主査でございます。議会の関係で会長と鳥井は出席できませんでした。23日（金）農業者年金受給者協議会役員会が役場第3会議室で行われています。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。28日（水）が平成28年度第9回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席です。総会の後に農業者年金加入推進研修会を第3会議室で行います。全委員、全職員出席でお願い致します。

業務計画【10月】です。7日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会委員研修会が木城町交流センター・木城町総合運動場で行われます。全委員、事務局から鳥井となっておりますが、総会が終わりまして出欠の方をとらせて頂きたいと思えます。同じく7日（金）が木城町農業委員会との交流会となっております。こちらの方も総会が終わりまして出欠を調べさせていただきます。12日（水）第7回常設審議委員会が宮崎県土地改良会館で行われます。会長が出席となっております。同じく12日（水）が宮崎県農政水産部と農業会議常設審議委員会との意見交換会が宮崎県庁で行われます。会長が出席予定です。21日（金）が現地調査となっております。

会長、永友定己委員、森委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。
28日（金）平成28年第10回高鍋町農業委員会総会となっております。
全委員、全職員出席予定です。業務報告、業務計画を終わります。以上です。

[事務局]

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請
平成28年8月22日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人
○○○○ 転用目的は宅地分譲で問題ありません。なお、9月12日付けで許
可となっております。以上です

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[11番]

女性農業委員の研修会はよくあるようですが、どのような話し合いをされるの
ですか。

[6番]

講師の方がたくさんみえて、時間を切りながら、宮崎であるような年金の話
や女性農業委員を増やしましょうというのがメインテーマです。今回、全国の
副会長をされてる活発な方がみえて女性農業委員を減らさず増やしましょう
というお話でした。

[事務局]

主な目的としては女性農業委員の加入推進、女性農業委員の活動支援や活
動事例を発表して持ち帰って、地元の農業委員会に活かしてもらいたいとい
うのが一番大きな目的として行われている研修会です。九州・沖縄ブロック
につきましては、年1回、宮崎県女性農業委員会研修会は、年2、3回です。
以上です。

[2番]

今、お話がありました研修会で女性農業委員を増やしましょうとあります
けれど、結局、今度農業委員が全国的に半分に減らされるわけでしょう。だ
から矛盾してるような気が私はするので、全国の農業委員会が国に働きかけ
て農業委員を増やすような要望をし農業委員は今の現状でやりましょうとか、
陳情をしないといくら研修して女性を増やしましょうと言っても増えるわけ
ないと私は思います。以上です。

[議長]

絶えず、農業会議の会議でも新しい農業委員制度の事から始ったんですけど、その前に意見書とか要望を農業会議のほうから出して現状維持の方向へとお願ひしていましたが、国会で委員の枠が縮小と決まり、その中でできるだけ女性を登用するようになりまして。現状としてはそのようにやっています。今言われた通り基の状態に戻してというのが県内の色々な所では出てきております。そうでないと何の為に減らして推進委員をお願ひしてもする事は同じで、減らしてまた広がったら何の為にしてるのかというのがあるので、その辺りを要望としてお願ひしてる所です。

[2番]

ということは、結局農業委員が半分になって推進委員が半分を担うという形になりますよね。そうなった時に推進委員に女性を登用するという話ですか。

[議長]

今回の件は、両方に女性を1人でも入れてくださいという事です。

[6番]

それも有ります。推進委員で立候補して下さいという要望もありました。

[2番]

もう少し国会議員がしっかりしてもらわないと。政府から言われて減らす。国会議員がそれでは駄目だよという形にもっていかないと何の為に国会議員かわかりませんよね。

[事務局]

今度の改正で農業委員の人員が半分程度になったんですけど、農業委員会等に関する法律の中で、年齢、性別に偏りがないように配慮しなければならないと書いてございます。女性を入れなさい、青年を入れなさいと、遠まわしに言っているような状況で女性を入れるように配慮しなさいと法律上は書いてあります。

[2番]

書いてありますけども、人数が減れば中々難しいですよ。高鍋は女性が入ってこれない状況にあると私は思います。

[事務局]

水町委員のおっしゃるとおり、13名の中で女性が2名だったのが、改正し、その中に2名も3名も女性を入れられるのかとなった時に非常に難しくなってくると思います。改正になった時に、認定農業者が過半数ということで、女性で認定農業者の方が出て頂ければいいのですが中々難しいかなと思います。水町委員のおっしゃるとおり、人数は減って、女性を増やせというのは矛盾はあるのですが、先ほど木浦委員がおっしゃったように、推進委員のなかで女性を数多く登用するような方向で女性農業委員の会議の方が動いて講習会等でアピールしているような状況です。

[2番]

後はトップがどう判断するかということだろうと思います。選挙ではなく推薦なので、トップの裁量でどうでもなるわけでしょう。

[事務局]

推薦方法になります。ただ、農業委員は議会の同意を得て町長が任命をするわけですが、選定委員会を設ける予定です。定員を超える推薦、立候補があった場合、選定委員会を開きまして公正な目で委員を選定するように考えております。

[2番]

そこで、女性を1人という形ですれば、1人は出てくるんじゃないですか。

[事務局]

女性が応募した場合は、女性の方がなる確率は高いと思います。

[議長]

選定委員には農業会議の私たちは入ってないのですか。

[事務局]

選定委員にははいっていません。

[議長]

推進委員には入りますけども、その時は立候補枠推薦とか女性の方が多く出てもらえればいいのでは。

[事務局]

選定委員というのは、あくまでも事務局の案であって町として選定委員会を作るといのは決定ではありませんが、公平な目で選定委員会を設けていきたいと考えております。

[2番]

人数については、国から何名と決まってるのですか。

[事務局]

国からは来てないです。

[2番]

何名でもいいわけでしょう。例えば、今の現状でもいいのでしょうか。

[事務局]

国からは来てません。

[2番]

予算の面もあるでしょうけど、女性の農業委員の方が言われたようにできるだけ女性を残してもらおうようにした方がいいのではないのでしょうか。こうして会長が来てから説明してるわけですから。

[事務局]

議会の改正がある時も推薦公募で女性の方は推薦なり応募で手をあげてくださいというような話もあるのではないのでしょうか。

[議長]

現状として、今度〇〇が変わりまして今一番女性農業委員が増えているそうです。

[6番]

9人です。

[2番]

〇〇は人数が多いからでしょう。当然でしょう。

[事務局]

国が目指しているのは女性の割合を30%だったと記憶しております。

[11番]

学識経験者が何名か決まっていますのですか。

[事務局]

1名です。2名でもいいでしょうが1名は入れなさいと法律上明記してあります。

[11番]

わかりました。

[2番]

すみません。ありがとうございました。

[事務局]

いいえ、勉強になりました。

[議長]

できるだけ来年、農業委員の立候補推薦と最適化推進それについて多くの方に立候補、推薦してもらえるよう町の条例が決まった時に広報をしていきたいと思っています。みなさんも地域からそういう方を出してもらえるように、私も率先していきますのでよろしくお願いします。

その他よろしいでしょうか。それでは以上で諸報告を終わりたいと思います。

次に日程第4議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4ページをお開きください。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番面積 29 m²外 1筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的はアパート敷地となっております。担当の大福委員より説明をお願いします。

[5番]

お手元の資料の6ページをご覧ください。〇〇とあります所の〇〇の右側に〇〇とありまして、下の方に〇〇〇〇とあります。その境に既に通路としてセメントが打ってあり、おかしなブロックが2段してあるんですけど、現況は雑種地となっておりますけども既に通り道として使用しているのが現状です。これは何十年も前の事でこれで仕方がないのかなと感じました。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。今月の21日9時より渡瀬副会長、大西委員、私[坂本幸]と事務局より佐野主査の案内で現地を確認して来ました。只今、大福委員の説明のとおり、通路はコンクリートで出来上がっていました。最終的には周りには農地も無いので問題ないとの見解に至りますので報告いたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、商業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的はアパート敷地であり、転用面積は38.96㎡となっております。転用理由は譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、この度、当該敷地等が譲受人の母が所有する〇〇の一部であることが判明したため、詳しく調査したところ昭和60年4月頃〇〇の通路施設として誤って利用し現在に至っている事が分かり、今後も利用したいと考え、譲渡人とも折り合いが付いたため今回の申請に至っております。周囲に耕作地はなく、既にブロック塀を設置し被害を与えないよう排水等には留意しているとのことです。事業費は、〇〇円となっております。資金については金融機関の残高証明書が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。なお、事前着手となっておりますので始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、

本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 112 m² こちら訂正をお願いします。所有権移転となっておりますが、使用貸借です。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は11ページと12ページを見て頂くと分かると思いますが、〇〇の〇〇の南側の畑です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。この土地の向かいに親が住んでいる住宅があります。申請者は〇〇に住んでおられて、両親の老後の見守り等を考えられて、すぐ側に住宅建築の計画をされました。隣接地の境界にはブロック塀を敷き、汚水は合併浄化槽から町道横の側溝に流すということです。よろしくをお願いします。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。只今、永友祥一委員の説明どおりです。現地は北側が〇〇、南側は住宅街、向かい側は道路です。道路を挟んだ所に親の家がありました。今現在は荒れていて、一部農作物が植えてありました。現況は荒地です。道幅が狭いですが問題ないと思います。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は112 m²となっております。転用理由は借受人は現在、〇〇に子供と3人で居住しており、〇〇〇〇という仕事柄、子供達だけの留守番に対する不安、今後の両親の老後の見守り等を考え、両親と相談を重ねた結果、実家の向かいに住宅を構える計画を

立て今回の申請に至っております。東側は水路、北側は住宅、南側は畑、西側は道路となっており、隣接地境界にはブロック塀を設け、土砂汚水等の流失を防止することとなっております。事業費は、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、その他〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。なお、汚水については、合併浄化槽を設置し既存の排水路に放流し、雨水についても既存の排水路へ放流するとの確約書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第5議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 932㎡ 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の大西委員よりご説明をお願い致します

[3番]

説明いたします。この土地は〇〇の前にある土地です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。現在〇〇〇〇君は認定農業者であります。〇〇〇〇さんは体調が悪く耕作しないという事です。現在は水稻を作っておられます。これから先も水稻を作るといふことですので、問題はないと思います。対価につきましては〇〇円です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件

原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 7,961 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは以前から〇〇〇〇さんの畑に芋を植えたりして長い間貸借関係があった土地です。今回、〇〇〇〇さんが土地を手放したいということで、〇〇〇〇さんに相談し成立した案件です。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

[3番]

金額はいくらですか。

[6番]

総額は、〇〇円で、反当〇〇です。

[議長]

その他質問はありませんか。【質疑なし】それでは採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 730 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

説明いたします。この案件も〇〇〇〇さんが長く耕作されていて、今回買ってくださいという事で成立した案件です。反当〇〇です。よろしくお願

致します。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

17ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 986 m²外 1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友祥一委員より説明をお願いいたします。

[8番]

説明いたします。申請地は〇〇の山手にある田んぼの2筆です。〇〇〇〇さんは〇〇の〇〇〇〇さんの息子さんで、一緒に農業をしておられます。この土地は以前から〇〇〇〇さんが耕作されていて再契約となります。1年という事ですけど、〇〇〇〇さんのお孫さんが将来農業を希望されているということで、今回から1年契約だそうです。賃借料は全部で〇〇円です。よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これもちまして、平成28年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時35分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 8 番

署名委員 1 0 番